

建管第1680号  
令和3年(2021年)3月22日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

経営規模等評価に係る確認書類の簡素化について

日頃から本道の建設行政の適正かつ円滑な執行について、御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、経営規模等評価の申請手続については、十分な審査精度を確保する観点から、審査に必要な事実を証する資料等を求めているところですが、国の規制改革推進会議行政手続部会にて取りまとめられた「行政手続コスト削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」では、本手続について「その準備や審査が申請者、許可行政庁の双方にとって過大な負担となっている状況を踏まえ、申請書類の簡素化等について検討、将来的な電子申請化を目指す」とされています。

これを踏まえ、この度、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、経営規模等評価に係る事務の取扱いについて、簡素化に関する要請がありましたので、本年4月1日以降に受理するものから、次のとおり取り扱うこととします。

つきましては、貴団体の会員に対し、次の対応について周知いただきますよう、御配慮をお願いします。

記

- 1 工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書の写し又は注文書及び請書の写しの提出を求めるに当たっては、建設工事の種類毎に元請、下請を問わず、請負代金の大きい上位3件を基本とする。  
ただし、申請内容に疑義がある場合にあつては、追加で書類の提出を求める場合があること。
- 2 完成工事高の水増しや財務諸表の改ざんなど、不正行為の事実を確認した場合は、建設業法に基づき監督処分などを行うこと。

(建設政策局建設管理課建設業係)